

# 要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援について

## 1 概要

H28台風10号被害（岩手県岩泉町のグループホーム入所者9人が死亡など）などがきっかけ

○平成29年に水防法・土砂災害防止法が改正され、「洪水浸水想定区域」及び「土砂災害警戒区域」内に位置し、市町村の地域防災計画に位置付けられた「要配慮者利用施設」の管理者等に、「**避難確保計画作成等**」が義務付け

社会福祉施設、学校、医療機関など

○県では、法の改正前から、施設の管理者等を対象とした土木事務所管轄区域ごとの説明会や、実践的なワークショップなど、避難確保計画作成促進のための取組を実施

→ しかし、**避難確保計画作成率は、23%**

**(H29年度末現在)に留まっている。**

○H30年7月豪雨では、河川の決壊や土砂災害の発生等により224人死亡という甚大な被害が発生

	H28年度末	H29年度末	増減
作成必要施設数	806	932	+126
作成済施設数	127	214	+87
作成率	15.8%	<b>23.0%</b>	+7.2%



**庁内の関係各課が連携し、市町村及び要配慮者利用施設への支援を強化**

## 2 これまでの取組内容

年月日	内 容
H30. 9.12	「避難確保計画作成等促進庁内連絡会議」設置
10.10	市町村説明会
11.12 ~12.11	市町村個別ヒアリング（対象市町村：洪水浸水想定区域のある29市町村）
R元.5.8	水防対応力向上研修会

## 3 水防力向上研修会について

先進的な取組を実施している岩手県久慈市及びグループホームひだまりの施設管理者を講師に迎え、取組事例について講演いただいたもの。

当日参加者

国関係	市町村関係	県関係	施設関係	計
2名	33名	4名	36名	75名

研修会の様子



## 4 今後の支援方針（予定）

**市町村の支援二一ズ等を踏まえ、今後、次の取組を実施**

支援項目	支援内容	備考
<b>地域防災計画の改訂支援</b>	○次の情報の提供 ・洪水浸水想定区域にある施設の一覧 ・先進市町村の取組事例・施設選定基準 ・広域的に運営している法人情報	河川課で関係課から情報を収集の上、市町村に提供
<b>講習会の実施・支援</b>	・市町村・施設向け講習会の開催(5/8開催) ・市町村実施の講習会の支援	市町村実施の講習会の支援は、防災砂防課、各土木事務所等と協力
<b>施設の個別指導</b>	・県立・県所管施設への個別説明	監査担当部署において指導監査等の項目に加える

# 高齢者の避難行動に対する理解促進にむけた取組について

- 「水防災意識社会」再構築に向けた緊急行動計画には、共助の仕組みの強化として自主防災組織や福祉関係
- また、平成31年3月には、「水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みについて（依頼）」にて以下の取組みが依頼されています。（詳細は別紙依頼文参照）

## 【取組内容】

- 市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、大規模氾濫減災協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどによる情報共有についてすべての大規模氾濫減災協議会で実施する。（参加もしくは情報共有）
- 大規模氾濫減災協議会を構成している市町村におけるすべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置する。（防災情報の掲示・設置）
- すべての大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有する。

## 対応方針（案）

- 高齢者福祉部局と、本協議会に関する情報の共有方法について調整。
- 高齢者福祉部局と、地域包括支援センターへハザードマップ等の防災関連情報の提供及び設置について調整。
- 事務局にて上記の取組内容について提供方法や進捗状況をとりまとめ、協議会の場にて共有。